

山吹区事務所 管理規定

第1条 この規定は山吹区事務所の管理運営について定める。

第2条 当事務所は主に山吹区事務所および山吹区防災センターとして利用されることを主目的とすると共に、山吹区民の諸活動に利用することが出来る。

第3条 当事務所は山吹区長が管理責任者として統括し、管理維持については区4役、及び7地区長があたるものとする。

第4条 当事務所は、使用予約簿、使用記録簿で使用状況を把握し、区4役が定期的に見回るものとする。

第5条 当事務所の清掃は月1回、7地区の区会議員が当番制で行うものとする。

第6条 当事務所の鍵は区長及び区4役が管理する。

第7条 管理運営上必要が生じた場合は区会で協議し決定する。

第8条 区民及び町の使用以外は原則認めない。

第9条 電気、ガス、水道等の諸経費を勘案し使用料を徴収するものとする。
(料金は別途定める)